

**已实施 2 年，外国人参加中国社会保险制度到底落实了吗？**

自 2011 年 07 月 01 日起实施的《[社会保险法](#)》第 97 条规定，“外国人在中国境内就业，参照本法规定参加社会保险”。该条款首次从国家法律层面确立了外国人参加中国社会保险的法律制度。那么，实施 2 年了，外国人参加中国社会保险制度到底落实了吗？目前的立法现状、实际执行情况、今后可能的趋势又如何呢？对此，本文予以简要介绍、总结。

**立法现状****1. 国家的相关法律、政策**

作为负责全国社会保险管理工作的中央行政部门，中国人力资源和社会保障部（以下简称“人社部”）颁布了[《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》](#)，并已于 2011 年 10 月 15 日正式实施。该暂行办法确定了外国人参加中国社会保险的具体框架，要点如下：

- 1) **确定应当参加中国社会保险的外国人的范围。**即，在中国合法就业的外国人（如，依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》等就业证件的非中国国籍人员）。
- 2) **确定为外国人缴纳中国社会保险的用人单位的范围。**即，依法招用外国人的用人单位（包括中国境内依法设立的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织），以及外国企业在中国依法设立的分支机构、代表机构（为表述方便，以下统称为“用人单位”）。
- 3) **确定外国人参加中国社会保险的具体项目。**即，依法有资格参加中国社会保险的外国人，原则上应参加中国职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险等五种社会保险，并由外国人的用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。
- 4) **确定外国人参加中国社会保险的操作流程。**即，由用人单位在办理外国人就业证件之日起 30 日内为外国人办理社会保险登记。

**施行後 2 年を迎えての外国人の中国社会保险加入制度の貫徹状況について**

2011 年 7 月 1 日から実施された「[社会保险法](#)」第 97 条によれば、「外国人が中国国内で就業する場合、本法の規定を準用して社会保险に加入する」と定められている。本条項は国の法律の次元から外国人の中国社会保险加入という法律制度を初めて確立した。それでは、2 年が経過し、外国人の中国社会保险加入制度は貫徹されているのであろうか。現在の立法の現状、実際の実施状況、今後予想される動向はどうであろうか。本問題について、本文では、以下の通り概要をまとめて紹介する。

**立法の現状****1. 国の関連法令、政策**

全国の社会保险管理作業の責を負う中央行政部門として、中国人的資源社会保障部（以下、「人社部」という）は「[中国国内で就業する外国人の社会保险加入暫定弁法](#)」を發布し、2011 年 10 月 15 日から正式に施行されている。本暫定弁法は外国人の中国社会保险加入の具体的な枠組みを確定したものであり、要点は以下の通りである。

- 1) **中国の社会保险に加入しなければならない外国人の範囲を確定した。**中国において適法に就労している外国人（例えば、法に従って「外国人就業証」、「外国専門家証」などの就労証書を取得した非中国国籍の人員）。
- 2) **外国人のために中国社会保险料を納付する雇用主の範囲を確定した。**法に従って外国人を採用している雇用主（中国国内で法に従って設立された企業、事業組織、社会团体、民営非企業組織、基金会、法律事務所、会計事務所などの組織が含まれる）、および外国企業が中国において法に従って設立した分支機構、駐在員事務所（便宜上、以下、「雇用主」と総称する）。
- 3) **外国人が中国の社会保险に加入する具体的な項目を確定した。**法に従って中国の社会保险加入資格を有する外国人は、原則として中国の従業員基本养老保险、従業員基本医疗保险、労災保険、失業保険および生育保険などの五つの社会保险に加入しなければならない。外国人の雇用主および本人が規定に照らして社会保险料を納付しなければならない。
- 4) **外国人が中国の社会保险に加入する際の手続きの流れを確定した。**雇用主は外国人就労証書手続きを行った日から 30 日以内に外国人のために社会保险登記手続きを行う。

- 5) **确定外国人的社会保险账户的处理办法。**即,如外国人在达到规定的领取养老金年龄(律师理解,此处“年龄”应为中国规定的法定退休年龄,即,通常男性满六十周岁、女性满五十周岁<女工人>或五十五周岁<女干部>)前离境的,其社会保险账户可保留;外国人也可申请终止社会保险关系并领取其社会保险个人账户中的全部余额。
- 6) **其他。**如,具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的,其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

## 2. 地方政府制定的相关地方性政策

外国人就业数量相对集中的城市,在国家法律、政策出台后,也很快出台了本地方的政策,甚至,部分城市在国家法律、政策出台前就已经根据本地区的实际情况,先行制定了外国人参加中国社会保险的本地化政策,规范外国人在本地参加社会保险的具体操作办法。对此,律师简要列表举例如下:

城市	相关政策名称	颁布/实施日期
北京	<a href="#">《关于进一步做好在本市就业的外国人参加社会保险工作有关问题的通知》</a>	2011年12月20日
上海	<a href="#">《关于在沪工作的外籍人员、获得境外永久(长期)居留权人员和台湾香港澳门居民参加城镇职工社会保险若干问题的通知》</a>	2009年10月10日
广州	<a href="#">《关于在我市就业的外国人参加社会保险有关事项的通告》</a>	2012年11月27日
深圳	<a href="#">《深圳经济特区企业员工社会养老保险条例》</a>	1999年01月01日起实施,2006年07月26日修订
	<a href="#">《&lt;深圳经济特区企业员工社会养老保险条例&gt;实施规定》</a>	2002年09月01日起实施,2006年12月08日修订
重庆	<a href="#">《关于在渝就业的外国人参加社会保险的实施意见》</a>	2012年01月18日
无	<a href="#">《关于在市区就业的</a>	2012年02

- 5) **外国人の社会保険口座の処理方法を確定した。**外国人が規定の退職年金を受取る年齢(筆者の理解するところ、ここで言う「年齢」とは中国で定められた法定定年年齢、つまり、一般的に男性満六十歳、女性従業員満五十歳または女性幹部満五十五歳である)に達する前に中国を離れる場合、社会保険口座を残しておくことができる。また、外国人は社会保険関係の終了を申請して社会保険個人口座における残高全額を受け取ることもできる。
- 6) **その他。**例えば、中国と社会保険に関する二国間または多国間協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内において就労する場合、その社会保険加入の方法は協定の取決めに従って取り扱う。

## 2. 地方政府が制定した関係地方政策

外国人就労数が相対的に集中する都市は、国の法令、政策が発表された後、速やかに現地の政策を発表している。更に、一部の都市では国の法令、政策が発表される前に、現地の実情に基づき、外国人の中国の社会保険加入に関する現地政策を先行して制定し、外国人が現地で社会保険に加入する具体的な取扱方法を規範化している。これについて、概要を以下の通り表にまとめた。

都市	関係政策名称	発布/施行日
北京	<a href="#">「北京市で就労する外国人の社会保険加入作業の更なる遂行に伴う関連問題に関する通知」</a>	2011年12月20日
上海	<a href="#">「上海で就労する外国籍人員、国外の永住(長期滞在)権を取得した人員および台湾・香港・マカオの住民の都市従業員社会保険加入に伴う若干問題に関する通知」</a>	2009年10月10日
広州	<a href="#">「広州市で就労する外国人の社会保険加入関連事項に関する通告」</a>	2012年11月27日
深セン	<a href="#">「深セン経済特区企業従業員社会養老保険条例」</a>	1999年1月1日から施行。2006年7月26日に改正。
	<a href="#">「『深セン経済特区企業従業員社会養老保険条例』実施規定」</a>	2002年9月1日から施行。2006年12月8日改正。
重慶	<a href="#">「重慶で就労する外国人の社会保険加入に関する実施意見」</a>	2012年1月18日
無	<a href="#">「市区で就労する外国</a>	2012年2月

錫	<a href="#">外国人参加社会保険 有关业务操作问题的 通知</a>	月 16 日
蘇 州	<a href="#">《关于做好在我市就 业的外国人参加社会 保险工作的通知》</a>	2012 年 01 月 18 日

律師了解到，鉴于目前国家已颁布了外国人参加中国社会保险的法律、政策，此前制定了本地化政策的城市，如相关规定与国家颁布的法律、政策不一致的，原则上倾向于执行国家颁布的相关法律、政策。

### 3. 双边社会保险协定

- 1) 中国政府与德国政府签订相关条约，互免部分险种的社会保险。根据[《关于实施中德社会保险协定的通知》](#)（2001 年 07 月 12 日签订），具有德国籍的外国人在中国依法就业期间，经其申请并经中国社保机构审查核准，可免除其在华缴纳法定养老保险、失业保险的义务。
- 2) 中国政府与韩国政府签订相关条约，互免部分险种的社会保险。根据[《关于实施中韩社会保险协定和议定书的通知》](#)（2012 年 10 月 29 日签订），具有韩国国籍的外国人在中国依法就业期间，经其申请并经中国社保机构审查核准，可免除其在华缴纳职工基本养老保险、失业保险的义务，并暂免缴纳职工基本医疗保险的义务。

上述规定系根据中国与相关国家签订的双边协定颁布，其效力高于上文第 1、2 部分所述法律、政策。虽然如此，即使签订了互免社会保险的相关协定，通常也只是免除相关外国人在中国参加社会保险的部分险种，其他险种仍需缴纳（如，德国人仍需参加医疗保险、工伤保险、生育保险；韩国人仍需参加工伤保险、生育保险）。

### 执行情况

#### 1. 各地执行力度宽严不一

根据律师多渠道了解的信息，目前，虽然从中央到地方都制定了外国人在中国参加社会保险的相关法律、政策等，但各地方政府推进外国人参加中国社会保险的态度、推进力度等情况并不相同。律师将其归纳为下表：

錫	<a href="#">人の社会保険加入に 伴う業務取扱問題に 関する通知</a>	16 日
蘇 州	<a href="#">「蘇州市で就労する外 国人の社会保険加入作 業の遂行に関する通知」</a>	2012 年 1 月 18 日

筆者が把握する限りでは、現在、国が外国人の中国社会保险加入に関する法令、政策を颁布していることに鑑み、これまでに現地政策を制定済みの都市は、関係規定と国の発布した法令、政策が一致しない場合、原則として国の発布した関係法令、政策を実施する傾向がある。

### 3. 社会保险に関する二国間協定

- 1) 中国政府はドイツ政府と関連条約を締結しており、社会保険項目の一部を相互に免除している。[「中独社会保険協定の実施に関する通知」](#)（2001 年 7 月 12 日締結）に基づき、ドイツ国籍を有する外国人が中国において法に従って就労する期間について、その申請ならびに中国の社会保険機構の審査認可を経て、中国における法定養老保険、失業保険の納付義務を免除することができる。
- 2) 中国政府は韓国政府と関連条約を締結しており、社会保険項目の一部を相互に免除している。[「中韓社会保険協定および議定書の実施に関する通知」](#)（2012 年 10 月 29 日締結）に基づき、韓国国籍を有する外国人が中国において法に則り就労する期間について、その申請ならびに中国の社会保険機構の審査認可を経て、中国における従業員基本養老保険、失業保険の納付義務を免除ことができ、また暫定的に従業員基本医療保険の納付義務を免除することができる。

上記規定は中国と関連国とが締結した二国間協定に基づき発布されたもので、その効力は前述の 1、2 部分で挙げた法令、政策より強い。ただし、たとえ相互に社会保険を免除する関連協定を締結しているとしても、通常では、関係外国人が中国で加入する社会保険の一部保険項目が免除されるだけであり、その他の保険項目は依然として納付しなければならない（例えば、ドイツ人は依然として医療保険、労災保険、生育保险に加入しなければならない）。

### 実施状況

#### 1. 各地で実施の度合い、厳格さは異なる

筆者が各方面より入手した情報によれば、現在、中央から地方まで外国人の中国における社会保険加入に関する法令、政策などが制定されているが、各地方政府の外国人の中国社会保险への加入促進に臨む姿勢、推進への力の入れ具合などの状況は同じではない。これについて筆者は以

地方政府态度及执行情况	具体城市（举例）
推进力度大，执行严格	北京、广州、深圳、无锡
推进力度不大，执行宽松	上海、苏州

根据律师与相关地方政府社保机构的沟通情况，各地的主要区别在于：

- 1) 推行力度大的城市，将持续重点监督相关用人单位是否严格执行国家法律、政策及本地方政府制定的地方性政策，并不排除对消极执行的用人单位依法采取包括责令补缴、罚款等在内的相关处罚措施的可能性。
- 2) 推行力度不大的城市，目前以相关外商投资企业及外国人自行申报社会保险登记为主，不倾向于采取主动监督、检查等较为强硬的执法手段。
- 3) 执行力度大的城市，外国人参加中国社会保险的比例相对较高；执行力度不大的城市，外国人参加中国社会保险的比例相对较低。例如：据无锡市相关社保机构称，在无锡市依法就业的外国人，有约 80% 已依法参加了中国社会保险；而据苏州市相关社保机构的粗略估算，在苏州市依法就业的外国人，相关比例只有约 2%。

## 2. 可能的原因分析

针对外国人参加中国社会保险问题的上述执行情况，律师推测，可能主要有下述原因：

- 1) **中国社会保险的法律制度建立较晚，运行相对还不成熟，并且保障水平不高，缺乏足够的吸引力：**
  - A. 相对于某些发达国家（如，德国早在十九世纪末期就着手建立了现代社会保险制度）而言，中国的社会保险制度形成时间较晚，运行尚不成熟，使部分外国人对中国社会保险制度缺乏足够的了解和信任。
  - B. 相对于某些发达国家（如，德国、希腊等）而言，中国社会保险制度的保障水平偏低（以养老保险为例，按中国目前社会保险制度，退休人员获得

下の表にまとめた。

地方政府の態度および実施状況	具体都市（例）
推進に力を入れており、実施は厳格である	北京、広州、深セン、無錫
推進に力を入れておらず、実施は緩い	上海、蘇州

筆者が関係地方政府社会保険機構と意見交換を行った結果によれば、各地の主な相違は以下の通りである。

- 1) 推進に力を入れている都市は、将来的にも関係雇用主が厳格に国の法律、政策および現地地方政府の制定した地方政策を実施しているかの重点監督を継続し、実施に消極的な雇用主に対し法に従って追納命令、罰金などを含む関連処罰措置を講じる可能性を排除しない方針である。
- 2) 推進に力を入れていない都市は、現時点では関係外商投資企業および外国人の自発的な社会保険登記申告を主とし、積極的に監督、検査を行うなどの強硬な実施手段を採らない方向である。
- 3) 実施に力を入れている都市は、外国人の中国社会保险加入割合が相対的に高く、実施に力を入れていない都市は、外国人の中国社会保险加入割合が相対的に低い。例えば、無錫市の関係社会保険機構によれば、無錫市で法に従って就労している外国人の約 80% は法に従って中国の社会保険に加入済みであり、蘇州市の関係社会保険機構の概算によれば、蘇州市で法に従って就労している外国人の関係割合は約 2% だけである。

## 2. 考えられる原因分析

外国人の中国社会保险加入問題に関する上記実施状況について、考えられる原因として主に以下のものがあると筆者は推測する。

- 1) **中国社会保险の法律制度の確立は晚く、運用の面で成熟しておらず、加えて保障レベルも高くないため、吸引力に欠けている。**
  - A. いくつかの先進国（例えば、ドイツでは早くも十九世紀末には現代社会保険制度の確立に着手している）と比べ、中国の社会保険制度の形成時期は晚く、運用は未だ成熟していないため、一部の外国人からは中国社会保险制度に対する十分な認識と信頼を得られていない。
  - B. いくつかの先進国（例えば、ドイツ、ギリシャなど）と比べ、中国の社会保険制度の保障レベルは相対的に低い（養老保険を例に挙げれば、中国の現在の社会保

养老保险金平均相当于其在职期间的工资水平的比例，即养老金替代率约49%左右，而前述发达国家的相关比例最高达到约95%（如，希腊），对外国人缺乏吸引力。

C. 中国社会保险目前尚未实现全国统筹，不同地方之间的社会保险体系多数还未实现相互衔接，这对外国人享受某些社会保险造成不便（例如，在深圳依法就业并缴纳医疗保险的外国人如在北京就医，就无法在北京的医疗机构使用其深圳的医保卡支付医疗费）。

**2) 参加社会保险会使外商投资企业雇佣外国人的成本增加，且多数外国人本身对此仍不太重视：**

A. 对依法雇佣外国人的外商投资企业而言，外国人参加中国社会保险无疑增加了其用工成本，因此，多数外商投资企业对外国人参加中国社会保险的态度并不积极；甚至很多外商投资企业希望通过商会等组织与中国社保机构沟通，希望暂缓实施相关政策。

B. 对部分在中国依法就业的外国人而言，在中国就业仅仅是其个人职业发展的一个阶段，而不是最终目标，这部分外国人在中国参加社会保险的意愿并不高。此外，部分外国人在被派遣到中国工作时，已在本国参加了相关社会保险或由派遣企业提供了一定的保障（如，派遣企业为其购买“全球医疗保险”等），也使其对参加中国社会保险的积极性降低。

**3) 部分地方政府考虑本地投资环境、经济发展等因素，态度、力度都比较缓和：**

外国人参加中国社会保险原则上会增加相关外商投资企业的用工成本，并加重外国人在中国就业期间的经济负担，鉴于此，部分外商投资企业及外国人相对集中的城市（如，上海、苏州）考虑到前述情况可能不利于对本地经济的持续发展等，在实际执行中，推行外国人参加中国社会保险的态度、力度都相对比

险制度によれば、定年者が受給する養老保険金のその在職期間の賃金水準における割合の平均、即ち養老金の所得代替率は約49%にとどまるが、前述の先進国の関係割合は最高で約95%（例えば、ギリシャ）に達するため、外国人を引きつける吸引力に欠けている。

C. 中国の社会保険は現時点では未だ全国レベルの統一管理が実現されておらず、地方間の社会保険体制の多くは未だ相互リンクを実現していない。これは外国人が社会保険を享受する際に不便である（例えば、深センで法に従って就労し、医療保険を納付している外国人が北京で診察を受けた場合、北京の医療機関において自己の深センの医療保険カードを使用して医療費を支払うことができない）。

**2) 社会保険への加入は外商投資企業の外国人雇用のコストを増加させ、また多くの外国人自身も中国社会保险への加入を重視していない。**

A. 法に従って外国人を雇用している外商投資企業にとっては、外国人の中国社会保险への加入がその労務コストを増加させたことは疑いない。このため、多くの外商投資企業は外国人の中国社会保险加入に対する姿勢は積極的ではない。更には、多くの外商投資企業は商工会議所などの組織を通じて中国の社会保険機構との交渉を望んでおり、関連政策実施の猶予を希望している。

B. 中国で法に従って就労している一部の外国人にとっては、中国での就労は個人の職業発展の一段階でしかなく、最終目標ではないため、これらの外国人が中国で社会保険に加入する意識は高くない。この他、一部の外国人は中国に派遣されている期間において、本国で関連社会保険に加入し、または派遣企業から一定の保障を与えられている（例えば、派遣企業が従業員のために「国際医療保険」を付保するなど）ことも、中国での社会保険加入への積極性を弱めている。

**3) 一部の地方政府は現地の投資環境、経済発展などの要素を考慮し、姿勢、力の入れ具合が緩い。**

外国人の中国社会保险への加入は原則として関係外商投資企業の労務コストを引き上げ、外国人が中国で就労する期間の経済負担を増大させる。このため、外商投資企業および外国人が相対的に集中する一部の都市（例えば、上海、蘇州）は、前述の状況が現地経済の持続的発展などに不利となる可能性を考慮し、実際の実施にあた

较缓和。

り、外国人の中国社会保险への加入を推進する姿勢、力の入れ具合が緩い。

### 今后可能的趋势

虽然外国人参加中国社会保险的执行情况尚不理想，但考虑到相关立法已经出台，且外国人参加工作国社会保险制度符合国际惯例，因此，律师推测：

- 1) 今后国家及各地方政府将会加大执行力度，推进外国人参加中国社会保险的进程，逐步改变目前各地方政府执行力度不一致的状况。
- 2) 虽然如此，考虑到在推进外国人参加社会保险制度过程中，需要协调并解决地方政府、用人单位、外国人等各主体之间的利益关系，难度较大，因此，真正全面落实这一制度还将会是一个比较漫长的过程。

此外，外国人参加中国社会保险制度的执行，还牵涉到外国人国籍国的利益。目前，除德国和韩国外，中国政府正在与日本等十几个国家开展签订互免社会保险协定的协商工作（但目前尚无明确的时间表）。律师预计，今后会有更多具有相关国家国籍的外国人在中国依法就业期间，有望获得与上述德国人、韩国人类似的免缴相关社会保险的待遇。

在中国政府今后根据相关双边社会保险协定，在更大范围内对更多的外商投资企业实施互免社会保险措施前，多数外商投资企业恐怕在较长的一段时间内不得不承受因本企业雇佣的外国人依法缴纳中国社会保险带来的用工成本上升的局面。对此，相关企业可以考虑采取的应对措施包括：

- 1) 调整本企业外国人的雇佣方式，对本企业内的某些岗位、工作任务，可考虑从境外派遣外国人来华短期出差、远程解决、甚至提高雇员现地化比例等方式完成，减少以在中国就业的方式雇佣外国人。
- 2) 调整本企业雇佣外国人的工资标准、工资结构，一定程度上降低社会保险缴费基数水平，从而达到合理降低社会保险缴费金额的效果。但前述措施由于涉及外国人的工资报酬，比较敏感，实际操作中可能要更谨慎。
- 3) 通过本企业所在的商会、行业协会等机构、渠道与相关社保机构沟通、协调，争取能够在一定期间内暂缓对本企业实施外国人参加中国社会保险的政策。
- 4) 通过本企业的海外母公司及其在本国的商会、行业协会等机构、渠道，敦促本国政府与中国政府尽早开展、推进互免社会保险的双边协定的协商、签订工作。

### 今後考えられる動向

外国人の中国社会保险加入の実施状況は未だ思わしくないと言えども、関連する法令が公布済みであり、外国人が就労国の社会保险に加入する制度は国際慣例に合致していることから、筆者は以下のように推測する。

- 1) 今後、国および地方政府は実施に向けた力を更に強化し、外国人の中国社会保险加入の進展を推進し、現在の各地方政府の実施に向けた力の入れ具合がばらつく状況を徐々に改善する。
- 2) ただし、外国人の社会保险制度加入を推進する過程において、地方政府、雇用主、外国人などの各主体間の利益関係を調整し解決する必要があり、難度は高い。よって、真に全面的に本制度が徹底されるまでにはいまだ長い道がある。

この他、外国人の中国社会保险制度加入の実施は、外国人の国籍国の利益にも係る。現在、ドイツと韓国その他、中国政府は日本など十数ヶ国の国々と社会保险相互免除協定締結の協議作業を行っている（ただし、現時点では明確なタイムスケジュールはない）。今後、関係国の国籍を有するより多くの外国人が、中国で法に従って就労する期間において、前述のドイツ人、韓国人のような関連社会保险納付免除の待遇を得られる望みがあると筆者は予想する。

今後中国政府が関連二国間社会保险協定に基づき、より広い範囲で、より多くの外商投資企業に対し社会保险の相互免除措置を実施するまでは、おそらく多くの外商投資企業が長い期間において自社が雇用する外国人の法に従った中国社会保险納付に伴う労務コストの増加という局面をやむを得ず受け入れることになる。これについて、関係企業が検討可能な対応措置は以下の通りである。

- 1) 自社の外国人の雇用方式を調整し、自社の一部職務、作業任務については、国外からの短期出張による外国人の中国への派遣、リモート解決、更には雇用の現地化比率を上げるなどの方法を通じて完了し、中国で就労する方式での外国人の雇用を減少させる。
- 2) 自社で雇用する外国人の賃金基準、賃金構成を調整して、社会保险納付基数水準をある程度引き下げること、社会保险納付金額の合理的な引き下げ効果を得る。ただし、前述の措置は外国人の賃金報酬に係るため、敏感な問題であり、実際の取り扱いにおいては慎重に行わなければならない。
- 3) 自社が所属する商工会議所、業界協会などの機関、ルートを通じて、関係社会保险機構と協議、調整を行い、自社への外国人中国社会保险加入政策実施について一定期間の猶予を勝ち取る。
- 4) 自社国外親会社およびその本国の商工会議所、業界協会などの機関、ルートを通じて、本国政府と中国政府が社会保险相互免除に関する二国間協定の協議、締結作業を速やかに実施、推進するように促す。

5) 其他。

总之，从目前的情况看，在中国，逐步落实外国人参加中国社会保险这一制度，不是一蹴而就的。在今后实施的过程中，如何能够协调好各方利益，使得这一法律制度能更顺利的推进，也是摆在各方面前的一个重要课题。今后，律师也将持续关注相关法律、政策的变动以及实务中的新动向，继续探讨这一话题。

（里兆律师事务所 2013 年 07 月 05 日编写）

5) その他。

以上をまとめると、現在の状況から見て、中国にて外国人の中国社会保险加入という制度を徐々に徹底していくこととは、そう容易い作業ではない。今後の実施過程において、如何にして各者の利益を調整し、本法律制度をより速やかに推進させるかということも、各方面に残された一つの重要課題である。今後、筆者もまた継続的に関連法令、政策の変動および実務における新たな動向に留意し、引き続き本テーマについて検討していく。

（里兆法律事務所が 2013 年 7 月 5 日付で作成）